

# 4

奥沢(一部を除く。)・真栄(一部を除く。)・  
松ヶ枝(一部を除く。)・最上(一部を除く。)・  
潮見台2丁目6番1～8号、10号の一部、11～17号・  
住ノ江2丁目5番4～7号・緑5丁目1番 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑紙を含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

## 令和2年4月から 令和3年3月まで 収集カレンダー

### 4

月	火	水	木	金
.	.	かん等 1	可燃 2	不燃 3
可燃 6	プラ類 7	紙類 8	可燃 9	不燃 10
可燃 13	プラ類 14	かん等 15	可燃 16	不燃 17
可燃 20	プラ類 21	紙類 22	可燃 23	不燃 24
可燃 27	プラ類 28	かん等 29	可燃 30	.

### 5

月	火	水	木	金
.	.	.	.	不燃 1
可燃 4	プラ類 5	紙類 6	可燃 7	不燃 8
可燃 11	プラ類 12	かん等 13	可燃 14	不燃 15
可燃 18	プラ類 19	紙類 20	可燃 21	不燃 22
可燃 25	プラ類 26	かん等 27	可燃 28	不燃 29

### 6

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	紙類 3	可燃 4	不燃 5
可燃 8	プラ類 9	かん等 10	可燃 11	不燃 12
可燃 15	プラ類 16	紙類 17	可燃 18	不燃 19
可燃 22	プラ類 23	かん等 24	可燃 25	不燃 26
可燃 29	プラ類 30	.	.	.

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

### 7

月	火	水	木	金
.	.	紙類 1	可燃 2	不燃 3
可燃 6	プラ類 7	かん等 8	可燃 9	不燃 10
可燃 13	プラ類 14	紙類 15	可燃 16	不燃 17
可燃 20	プラ類 21	かん等 22	可燃 23	不燃 24
可燃 27	プラ類 28	紙類 29	可燃 30	不燃 31

### 8

月	火	水	木	金
可燃 3	プラ類 4	かん等 5	可燃 6	不燃 7
可燃 10	プラ類 11	紙類 12	可燃 13	不燃 14
可燃 17	プラ類 18	かん等 19	可燃 20	不燃 21
可燃 24	プラ類 25	紙類 26	可燃 27	不燃 28
可燃 31	.	.	.	.

### 9

月	火	水	木	金
.	プラ類 1	かん等 2	可燃 3	不燃 4
可燃 7	プラ類 8	紙類 9	可燃 10	不燃 11
可燃 14	プラ類 15	かん等 16	可燃 17	不燃 18
可燃 21	プラ類 22	紙類 23	可燃 24	不燃 25
可燃 28	プラ類 29	かん等 30	.	.

### 10

月	火	水	木	金
.	.	.	可燃 1	不燃 2
可燃 5	プラ類 6	紙類 7	可燃 8	不燃 9
可燃 12	プラ類 13	かん等 14	可燃 15	不燃 16
可燃 19	プラ類 20	紙類 21	可燃 22	不燃 23
可燃 26	プラ類 27	かん等 28	可燃 29	不燃 30

### 11

月	火	水	木	金
可燃 2	プラ類 3	紙類 4	可燃 5	不燃 6
可燃 9	プラ類 10	かん等 11	可燃 12	不燃 13
可燃 16	プラ類 17	紙類 18	可燃 19	不燃 20
可燃 23	プラ類 24	かん等 25	可燃 26	不燃 27
可燃 30	.	.	.	.

### 12

月	火	水	木	金
.	プラ類 1	紙類 2	可燃 3	不燃 4
可燃 7	プラ類 8	かん等 9	可燃 10	不燃 11
可燃 14	プラ類 15	紙類 16	可燃 17	不燃 18
可燃 21	プラ類 22	かん等 23	可燃 24	不燃 25
可燃 28	プラ類 29	紙類 30	可燃 31	.

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

### 1

月	火	水	木	金
.	.	.	.	1
可燃 4	プラ類 5	かん等 6	可燃 7	不燃 8
可燃 11	プラ類 12	紙類 13	可燃 14	不燃 15
可燃 18	プラ類 19	かん等 20	可燃 21	不燃 22
可燃 25	プラ類 26	紙類 27	可燃 28	不燃 29

### 2

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	かん等 3	可燃 4	不燃 5
可燃 8	プラ類 9	紙類 10	可燃 11	不燃 12
可燃 15	プラ類 16	かん等 17	可燃 18	不燃 19
可燃 22	プラ類 23	紙類 24	可燃 25	不燃 26
.	.	.	.	.

### 3

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	かん等 3	可燃 4	不燃 5
可燃 8	プラ類 9	紙類 10	可燃 11	不燃 12
可燃 15	プラ類 16	かん等 17	可燃 18	不燃 19
可燃 22	プラ類 23	紙類 24	可燃 25	不燃 26
可燃 29	プラ類 30	かん等 31	.	.

\*収集日当日の朝8時30分までに出してください。  
前日の夜や収集後に出すとカラス等に荒らされ散乱して、ご近所の迷惑になります。

\*ごみ・資源物の分け方・出し方  
・はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などに包み、「燃やさないごみ」に出してください。  
・注射針は、医療機関または調剤薬局に返却してください。  
・資源物でも、汚れの取れないものは「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。

\*ごみステーションは、使用する皆さんで管理しています。  
お住まいの地域のごみステーション以外には絶対に出さないでください。

\*粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)  
下記のは粗大ごみになります。  
・長さが1mを超えるもの。  
・ひとつの重さが50kgを超えるもの。  
・容積が0.1㎡(100リットル)を超えるもの。

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	33-2633
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677

問合せ先: ●清掃事業所 電話32-4111(内線325)(直通)22-3854・FAX22-8141 ●ごみ減量推進課 電話32-4111(内線323),FAX32-5032